

令和7年度第1回東大阪市環境審議会議事録

-
- 1 日 時 令和7年11月4日（火） 10時00分から10時40分まで
- 2 場 所 本庁舎18階 研修室
- 3 出席者
- （環境審議会委員）
- 岩崎会長、石井委員、大石委員、越智委員、龍野委員、花田委員、樋口委員、
広谷委員、福本委員、益田委員、村岡委員、好川委員
- （欠席）安西委員、川端委員、酒井委員、佐野委員、久委員、廣木委員、米盛委員
- （事務局）
- 環境部長：谷
- 環境部次長：山口、米澤
- 環境企画課：中川、上平、松井、正野、大島、倭谷
- 公害対策課：仲西、山下

4 会議要旨

事務局 (大島)	(開会)
事務局 (大島)	出欠確認（19人中12人出席）、傍聴人の人数の確認（傍聴人無し）、資料確認
岩崎会長	案件(1)「東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則の見直しに係る答申案について」、事務局、説明をお願いする。
事務局 (山下)	【案件(1)「東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則の見直しに係る答申案について」事務局の説明】
岩崎会長	事務局より説明あったが、お示ししている答申案について、何か意見等はあるか。
委員	(意見等なし)
岩崎会長	意見等が無いため、答申については、いただきましたご意見への対応、野田市長への答申も含めて、今後の対応については、会長一任とさせていただきたいが、よろしいか。
委員	(意見等なし)
岩崎会長	では、この件については、会長一任とさせていただく。 これにて、東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則の見直しに係る審議は全て終了とする。 続いて、案件(2)「豊かな環境創造基金の活用状況について」、事務局、説

	明をお願いする。
事務局 (正野)	【案件(2) 「豊かな環境創造基金の活用状況について」事務局の説明】
岩崎会長	事務局より説明あったが、案件(2)についてご意見等はないか。
益田委員	<p>大変有意義な活動が行われており、とても良いという印象である。</p> <p>2点お聞きしたいが、1点目は、1団体のみ中止することとなった理由や経緯について。2点目は、本基金の制度では3年までは継続申請できると思うが、これまで支援されてきて、各団体がその後どのように工夫して継続、もしくは中止してしまったのかを、追跡して調べているのか伺いたい。</p>
事務局 (松井)	<p>まず1点目、東大阪市立縄手北中学校での事業中止の理由については、今回特にかいぼりという珍しい取り組みで、実際に池に入り生徒と一緒に作業をするということで、どれぐらいの池の深さまでは生徒が作業できるだとか、そういったところを先生方が調査し、地元協議は自治会と十分に行い、安全に配慮した状態での申請をいただいていた。</p> <p>しかし事業を進める中で、かいぼりの取り組みに対し地元で一部、生徒たちの安全面に対する懸念のご指摘が学校にあり、やはり地域の方のご理解なしにはというところで、残念ながら最終中止という判断を校長先生がされたという経過である。</p> <p>2点目については、まず先ほどおっしゃられた3年というのは発展的な取り組みに対してのみ1事業あたり3年までの継続申請が可能ということだが、なかなか3年まで至る事業はないのが現状であり、本基金事業自体の課題である。</p> <p>主導されている先生の異動で取り組みが打ち切りになることもあります、その後の状況や詳細は掴めていないが、現在申請のある団体に対しては、異動等に左右されずに取り組みを継続していただけるような仕組みづくりのお願いを申し上げている。</p>
益田委員	<p>事業を続けていくと課題等は様々見えてくるかと思う。1点目については、これまで地域ぐるみで取り組まれた学校園はたくさんあると思うが、地域の方と一緒にやっていくことは環境活動に大変効果的かつ創造的であり、とても大切なことだと思う。しかしそういった点での難しさというものが、今回現れたのかなと感じた。もし指導できる点があれば事務局からも指導し、地域活動としても効果的に取り組めたら良いと思う。</p> <p>2点目については、これに限らずだが、熱意のある先生の有無で授業状態が異なるというのは、よく起こるものである。収穫した種を保存ができるだけお金をかけずに翌年に回すといった工夫をされている学校もたくさんあるので、この基金による補助を受けた後も、自分たちだけで必要な予算を集め</p>

	めるだとか、お金がない状態でも続けていけるサステナブルな活動というものを目指して取り組むよう指導いただければ良いと思った。
岩崎会長	他になければ、案件は以上とさせていただく。 その他、全体を通して何か意見等あるか。
益田委員	今回の案件(1)の部会を行った際に、大阪平野の地盤に関する第一人者である大阪公立大学の大島先生にオブザーバーとして参加していただいたが、東大阪市の規則で、専門委員にはできなかった。部会に専門委員を入れられないということは今回の部会長を務めた際に初めてわかったが、こういった条例や内規の策定・見直しなど、政策に関わる決定を行うための部会に、学識経験者を交通費も出さず正式に委員にできないというのは、あまりよろしくないと感じた。 審議会等それに付随するような部会では、学識経験者に対してはそれなりの処遇ができる仕組みを作っていただきたく、どこかで議論に上げていただきたく思う。
花田委員	私も部会員の一人であったが、大島先生には判断材料としてこれ以上ないほどのデータをいただき、ご講義をいただくほどのお話を頂戴した。これからも部会を立ち上げて検討する際には、その分野に精通された方を専門委員としてお招きするという仕組みはとても大切であるため、益田委員のご提案はぜひ真摯に受けとめていただき、検討をお願いする。
岩崎会長	今回の経過は、部会が立ち上がり、あらかじめ委員を決めた後、これに精通される先生として大阪公立大学の大島先生を益田委員からお呼びいただいたと聞いている。 よって今後、部会を立ち上げた後でも、必要に応じて委員として入れるか、といった点についてはご検討をお願いする。 他に意見等がないので、以上で本日の審議を終了とする。
	以上